

(令和2.9.14人総印)

人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和2年12月16日（水）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 (1) 人事上の諸問題について  
(2) その他
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の人事課長及び人事課企画官又は人事課課長補佐のうちいずれか1人

合計 16人

(令和2.11.24人総印)

人事事務打合せ（高裁人事課長）の開催

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和3年2月8日（月）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 (1) 人事上の諸問題について  
(2) その他
- 5 出席者 各高等裁判所事務局の人事課長及び人事課企画官又は人事課課長補佐のうちいずれか1人

合計 16人

(審事室会議)

(令和2. 8. 31 経監印)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について (等)

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和2年10月14日(水)
- 3 場 所 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議
- 5 出席者 各高等裁判所事務局次長 8人

(令和2.9.14経監印)

経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期 日 令和2年12月7日（月）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 (1) 新年度における予算の示達方針  
(2) その他経理行政事務全般の連絡協議
- 5 出席者 高等裁判所事務局の会計課長及び会計課企画官、会計課課長補佐  
又は会計課専門官のうちいずれか1人 合計 16人

税務企画官、

< 審査室会議、総局会議共通 >

(令和2. 11. 24 経監印)

経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）の開催について（号）

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和3年1月21日（木）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 経理行政等事務全般の連絡協議
- 5 出席者 各高等裁判所事務局次長 8人

(令和2.11.30 経監印)

経理事務打合せ（高裁会計課長）の開催について

- 1 主 催 最高裁判所
- 2 期 日 令和3年2月10日（水）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 経理行政事務全般の連絡協議
- 5 出席者 高等裁判所事務局の会計課長及び総括企画官，会計課企画官，会計課課長補佐又は会計課専門官のうち出席を希望する者

「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」  
(令和2年7月21日閣議 財務大臣発言要旨)

1. 政府としては、感染拡大を防止し、事業と雇用を守り抜くため、2度にわたる補正予算の迅速かつ適切な執行をはじめ、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題です。  
他方で、来年度における予算をはじめとする対応について、現時点で、予見することに限界があることも事実です。
2. このため、先般、閣議で申し上げたとおり、令和3年度の概算要求については、政府、与党、地方など多くの関係者の作業の負担を極力減らす観点も踏まえ、本日、政令を改正し、要求期限を1か月遅らせて9月30日とするとともに、概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続きをできる限り簡素なものとしします。
3. 具体的には、
  - (1) 要求額は、基本的に、対前年度同額といたします。
  - (2) その上で、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができることとします。
  - (3) その際には、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化していただくようお願いします。
  - (4) また、年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、SACO・米軍再編関係経費、厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費、社会保障の充実等の平年度化に伴う対前年度からの増加の取扱い等については、予算編成過程で検討することとします。
4. 財政投融资につきましては、中小・小規模事業者や中堅・大企業等の資金繰り支援など、真に必要な資金需要に的確に対応した要求をしていただくよう、お願いします。その際、民業補完性、償還確実性等の検討により、引き続き、対象事業の重点化・効率化を図っていただきたいと思えます。
5. 令和3年度税制改正要望につきましても、9月30日までのご提出をお願いします。  
租税特別措置につきましては、例年同様、必要性等を見極めた上でゼロベースで見直すとともに、減収を伴う要望の場合には、しっかりと財源を確保しつつ、政策の重点化を図っていただくようお願いします。
6. 令和3年度予算編成にあたっては、事務負担の軽減に最大限工夫してまいりますので、各省の職員はじめ関係者ができる限り効率的に作業を進めることができるよう、各省大臣におかれては、各段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 令和3年度概算要求(案)の概要

(単位:百万円)

区分	令和2年度 予算額	令和3年度 要求・要望額	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	326,624	330,155	3,531	1.1%

※要求・要望額には「新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費」4,296百万円を含む

## 1. 裁判事務処理態勢の充実

(単位:百万円)

○ 民事事件関係経費 2,671 (前年比 △321)

◇ 民事調停, 労働審判, 専門委員関連経費など

民事訴訟手続のIT化等 464 (前年比 +144)

◇ ウェブ会議を活用した争点整理の運用経費, システム開発のための要件定義及び調達支援など

○ 刑事事件関係経費 4,441 (前年比 △96)

◇ 裁判員裁判, 心神喪失者等医療観察事件関連経費, 法廷通訳関連経費など

○ 家庭事件関係経費 6,194 (前年比 △19)

◇ 家事調停関連経費など

○ 事件共通関係経費 16,379 (前年比 +1,331)

◇ 各種事件処理に共通する諸経費

## 2. 裁判所施設の整備

○ 裁判所施設の耐震化等 16,288 (前年比 △736)

## 3. その他の機構維持等に必要経費

○ 職員人件費 266,186 (前年比 +1,629)

○ 司法修習生関係経費 6,451 (前年比 +1,519)

○ その他の機構維持等経費 11,081 (前年比 +80)

## 4. 人的機構の充実

○ 増員 58人

書記官 2人

事務官 56人

※速記官から事務官への振替2人を含む

○ 定員合理化 56人



## 概算要求に係る経費の内訳

## 物件費

397億円(12%)

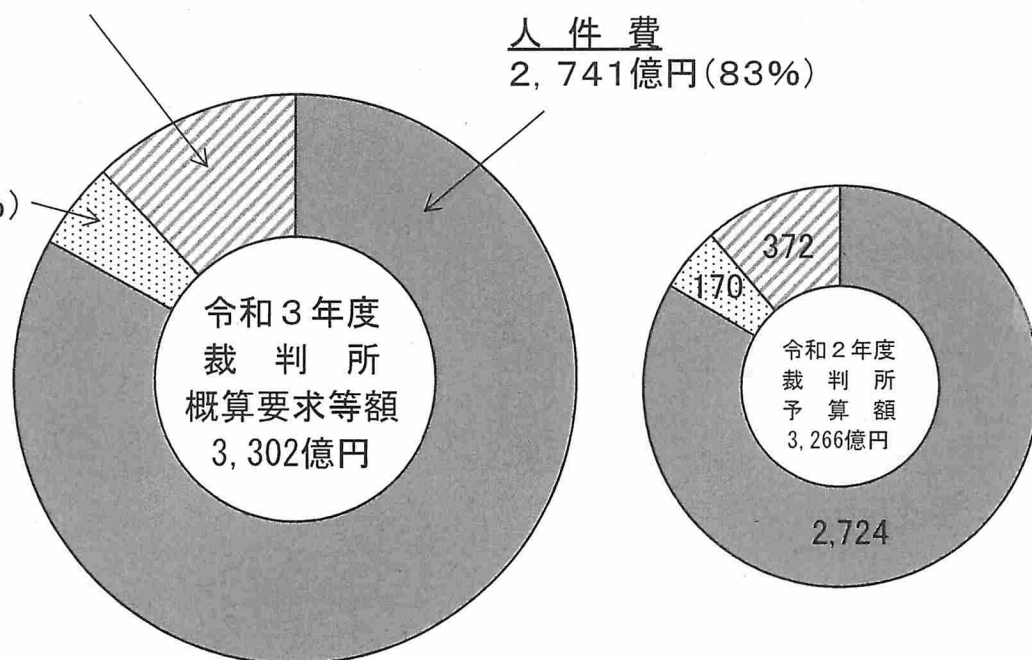
裁判の運営に直接必要となる経費(裁判費)等の義務的な経費のほか、庁舎維持管理経費等、固定的ないし他動的経費が多くを占めている。

## 人件費

2,741億円(83%)

## 施設費

163億円(5%)



(単位：億円)

	3年度 概算要求等額	2年度 予算額	増▲減額
人件費	2,741	2,724	17
物件費	397	372	26
施設費	163	170	▲7
合計	3,302	3,266	35

(注1) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

(注2) 令和2年度予算額には、臨時・特別の措置分として24億円を含む。

## 令和3年度概算要求(案)主な経費

(単位:千円)

	令和3年度 要求要望額	令和2年度 予算額
<b>&lt;事件関係経費&gt;</b>		
家事調停委員手当	4,999,420	( 4,955,812 )
心神喪失者等医療観察制度関連経費	1,650,786	( 1,656,625 )
民事調停委員手当	1,140,114	( 1,193,438 )
裁判員等の日当・旅費	643,492	( 660,196 )
法廷通訳関連経費	410,203	( 424,011 )
労働審判制度関連経費	274,927	( 253,153 )
<b>&lt;民事裁判手続のIT化関連経費&gt;</b>		
ウェブ会議等を活用した争点整理の運用	239,934	( 224,048 )
システム開発のための要件定義及び調達支援業務	115,029	( - )
書面の電子提出	108,900	( - )
全体計画策定のためのコンサルティング	-	( 95,700 )
<b>&lt;情報システム関連経費&gt;</b>		
J・NET運用等経費	2,814,126	( 1,844,668 )
裁判員候補者名簿管理システム	452,462	( 276,900 )
保管金事務処理システム	333,392	( 392,660 )
裁判事務支援システム(NAVIUS)	219,764	( 329,382 )
裁判事務処理システム(民事及び家事)(MINTAS)	116,311	( 84,392 )
督促手続オンラインシステム	102,470	( 236,075 )
裁判事務処理システム(刑事)(KEITAS)	86,054	( 301,704 )
<b>&lt;司法修習関連経費&gt;</b>		
修習給付金関連経費	4,398,959	( 3,315,846 )
修習資金貸与金関連経費	1,348,040	( 1,017,864 )
<b>&lt;その他&gt;</b>		
庁舎維持管理等経費	6,330,615	( 6,219,437 )
光熱水料	3,094,886	( 3,234,674 )
赴任旅費	855,939	( 542,233 )

## 令和3年度増加要求人員表

官 職		区 分	事件処理の支援のための体制強化	国家公務員のワークライフバランス推進
行 (一)	書記官		2	
	事務官		56 〔2〕	
合 計			58 〔2〕	

(注) [ ] は振替（速記官から事務官への振替2）による増であり、内数である。

他に、政府からの協力要請（平成26年7月25日付け内閣官房長官「国家公務員の総人件費に関する基本方針」等について）に対応するものとして合理化56がある。

## 令和3年度概算要求施設主要案件

## 1 庁舎新営・増築

(新営・継続分)

8庁

本 庁

(東京) 中目黒分室 (仮称) (3)

津 地 家 裁 (7)

鳥 取 地 家 裁 (9)

佐 賀 地 家 裁 (8)

仙台高裁秋田支部秋田地家裁 (5)

地家裁支部

(富山) 高 岡 (7)

(広島) 福 山 (4)

(松江) 浜 田 (3)

(増築・継続分)

1庁

本 庁

熊 本 家 裁 (3)

(新営・新規分)

2庁

本 庁

富 山 地 家 裁 (11)

地家裁支部

(静岡) 沼 津 (8)

## 2 裁判所施設の耐震化

(建替え・継続分)

3庁

地家裁支部

(神戸) 柏 原 (3)

(大津) 彦 根 (4)

(津) 伊 賀 (4)

(改修・継続分)

1庁

本 庁

大 阪 高 地 裁 (6)

(建替え・新規分)

1庁

地家裁支部

(盛岡) 二 戸 (7)

(改修・新規分)

2庁

簡 裁

(東京) 新 島 (3)

(青森) 野 辺 地 (3)

※ ( )内の数字は完成年度を示す。

# 令和3年度予算案について

資料1

(単位:百万円)

区分	令和2年度 当初予算額	令和3年度 予算額案	比較増△減額	増△減率	補正予算 (第3号)計上額
裁判所所管	326,624	325,368	△ 1,256	△ 0.4%	2,119

## 1. 裁判事務処理態勢の充実

(単位:百万円)

- 民事事件関係経費 2,650 (前年比 △343)
  - ◇ 民事調停, 労働審判, 専門委員関連経費など
- 民事裁判手続のIT化等 229 (前年比 △91)
  - ◇ ウェブ会議を活用した争点整理の運用経費など
- 刑事事件関係経費 4,396 (前年比 △140)
  - ◇ 裁判員裁判, 心神喪失者等医療観察事件関連経費, 法廷通訳関連経費など
- 家庭事件関係経費 6,173 (前年比 △40)
  - ◇ 家事調停関連経費など
- 事件共通関係経費 15,871 (前年比 +823)
  - ◇ 各種事件処理に共通する諸経費

## 2. 裁判所施設の整備

- 裁判所施設の耐震化等 14,624 (前年比 △2,400)

## 3. その他の機構維持等に必要経費

- 職員人件費 265,459 (前年比 +902)
- 司法修習生関係経費 5,035 (前年比 +103)
- その他の機構維持等経費 10,931 (前年比 △70)

※四捨五入等の理由により, 端数において計数が合致しない場合がある。

## 4. 人的機構の充実

- 増員 41人
  - 書記官 2人
  - 事務官 39人
  - ※速記官から事務官への振替2人を含む
- 定員合理化 56人

# 一般経費の内訳

資料 2

## 物件費

374億円(12%)

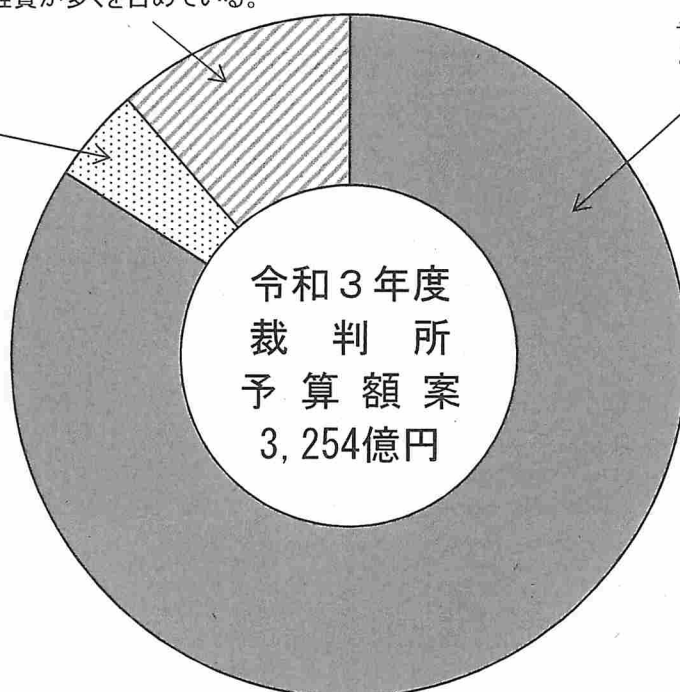
裁判の運営に直接必要となる経費(裁判費)等の義務的な経費のほか、庁舎維持管理経費等、固定的ないし他動的経費が多くを占めている。

## 人件費

2,733億円(84%)

## 施設費

146億円(4%)



(単位：億円)

	3年度 予算額案	2年度 予算額	増▲減額
人件費	2,733	2,724	9
物件費	374	372	3
施設費	146	170	▲ 24
合計	3,254	3,266	▲ 13

(注1) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

(注2) 令和2年度予算額には、臨時・特別の措置分として24億円を含む。

## 令和3年度予算(案)施設主要案件

## 1 庁舎新営・増築

(新営・継続分)

8庁

本 庁

(東京) 中目黒分室 (仮称) (3)

津 地 家 裁 (7)

鳥 取 地 家 裁 (9)

佐 賀 地 家 裁 (8)

仙台高裁秋田支部秋田地家裁 (5)

地家裁支部

(富山) 高 岡 (7)

(広島) 福 山 (4)

(松江) 浜 田 (3)

(増築・継続分)

1庁

本 庁

熊 本 家 裁 (3)

(新営・新規分)

2庁

本 庁

富 山 地 家 裁 (11)

地家裁支部

(静岡) 沼 津 (8)

## 2 裁判所施設の耐震化

(建替え・継続分)

3庁

地家裁支部

(神戸) 柏 原 (3)

(大津) 彦 根 (4)

(津) 伊 賀 (4)

(改修・継続分)

1庁

本 庁

大 阪 高 地 裁 (6)

(建替え・新規分)

1庁

地家裁支部

(盛岡) 二 戸 (7)

※ ( )内の数字は完成年度を示す。

## 令和3年度予算案の主な経費

(単位:千円)

	令和3年度 予算額案	令和2年度 当初予算額
<b>&lt;事件関係経費&gt;</b>		
家事調停委員手当	4,999,420	( 4,955,812 )
心神喪失者等医療観察制度関連経費	1,650,786	( 1,656,625 )
民事調停委員手当	1,140,114	( 1,193,438 )
裁判員等の日当・旅費	643,492	( 660,196 )
法廷通訳関連経費	410,203	( 424,011 )
労働審判制度関連経費	274,950	( 253,153 )
<b>&lt;民事裁判手続のIT化関連経費&gt;</b>		
ウェブ会議等を活用した争点整理の運用	228,796	( 224,048 )
システム開発のための要件定義及び調達支援業務	-	( - )
書面の電子提出	-	( - )
全体計画策定のためのコンサルティング	-	( 95,700 )
<b>&lt;情報システム関連経費&gt;</b>		
J・NET運用等経費	2,577,476	( 1,844,668 )
裁判員候補者名簿管理システム	447,770	( 276,900 )
保管金事務処理システム	333,392	( 392,660 )
裁判事務支援システム(NAVIUS)	203,544	( 329,382 )
督促手続オンラインシステム	102,470	( 236,075 )
裁判事務処理システム(民事及び家事)(MINTAS)	102,440	( 84,392 )
裁判事務処理システム(刑事)(KEITAS)	85,758	( 301,704 )
<b>&lt;司法修習関連経費&gt;</b>		
修習給付金関連経費	3,288,794	( 3,315,846 )
修習資金貸与金関連経費	1,100,520	( 1,017,864 )
<b>&lt;その他&gt;</b>		
庁舎維持管理等経費	6,330,615	( 6,219,437 )
光熱水料	3,094,886	( 3,234,674 )
赴任旅費	795,246	( 542,233 )



ってその代金を得たという場合、当該譲渡に係る犯罪が成立する限り、当該代金は犯罪行為「により得た」財産に当たるものと認められる。

本件のように、規制薬物の譲渡の約束に基づいて前払代金を得ながら、その約束の一部の規制薬物の譲渡が行われ又はそれが未遂に終わった場合も、犯罪行為に係る約束に基づいて財産を得た上で、その約束に沿う犯罪を行ったという点では基本的に同じである。この場合、犯罪行為の範囲と財産の範囲に差異が生じるようにもみえるが、この財産は、その約束に係る規制薬物の対価として一体的に犯罪行為と結び付いており、その財産の全体について犯罪行為により得たものといえることができる。

刑法19条1項3号の没収は、犯罪行為による不正な利得の保持を許さないなどのために、これを剥奪するものであり、その趣旨を徹底するために、同項1号、2号の没収と異なり、その対価として得た物も没収の対象とする（同項4号）とともに、これらを没収することができないときはその価額を追徴することができるものとしている（同法19条の2）。麻薬特例法の薬物犯罪収益等の没収・追徴（同法11条1項、13条1項）も、これと同じ趣旨によるものであって、その趣旨を更に徹底するために没収対象財産の拡大等を図っている。犯罪行為の基礎となる約束に基づいて取得した財産の全体を没収・追徴の対象とすることは、このような犯罪行為による不正利得の剥奪という法の趣旨に沿うものであることは明らかである。

検察官小長光健史、同関一穂 公判出席  
 （裁判長裁判官 三浦 守 裁判官 菅野博之 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美）

### 最高裁判所判例要旨

#### 刑 事

○ひそかに児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律2条3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を電磁的記録に係る記録媒体に記録した者が当該電磁的記録を別の記録媒体に記録させて児童ポルノを製造する行為と同法7条5項の児童ポルノ製造罪の成否

（平成31年（あ）第506号  
 令元・11・12-小決・兼却  
 刑集73巻5号本誌1735号）

ひそかに児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律2条3項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を電磁的記録に係る記録媒体に記録した者が、当該電磁的記録を別の記録媒体に記録させて児童ポルノを製造する行為は、同法7条5項の児童ポルノ製造罪に当たる。

### 資 料

#### ◎令和2年度予算（案）の概要

（単位：百万円）

令和2年度予算額	前年度予算額	対前年度増減額	対前年度比
326,624	325,574	1,050	0.3%

#### 第1 人的機構の充実

1 増 員	72人
判 事	30人
書記官	8人
事務官	34人

※判事補から判事への振替30人、速記官から書記官への振替2人を含む。

2 定員合理化	57人
---------	-----

#### 第2 裁判事務処理態勢の充実

（単位：百万円）

1 民事事件関係	3,313
2 刑事事件関係	4,536
3 家庭事件関係	6,213
第3 裁判所施設の整備	17,024

#### ◎令和2年度予算（案）施設主要案件

##### 1 庁舎新営・増築

（新営・継続分）	6庁
本 庁	（東 京）中目黒分室（仮称） 津 地 家 裁 仙台高裁秋田支部秋田地家裁
地家裁支部	（広 島）福 山 （松 江）浜 田
簡 裁	（札 幌）静 内
（増築・継続分）	1庁
本 庁	熊 本 家 裁
（新営・新規分）	3庁
本 庁	鳥 取 地 家 裁 佐 賀 地 家 裁
地家裁支部	（富 山）高 岡

##### 2 裁判所施設の耐震化

###### (1) 建替えによる耐震化

（継 続 分）	6庁
地家裁支部	（神 戸）柏 原 （大 津）彦 根 （名古屋）半 田 （ 津 ）伊 賀 （熊 本）玉 名
簡 裁	（福 井）大 野

###### (2) 改修による耐震化

（継 続 分）	2庁
本 庁	最 高 裁 大 阪 高 地 裁

## 令和2年度予算案の概要

## 予算額

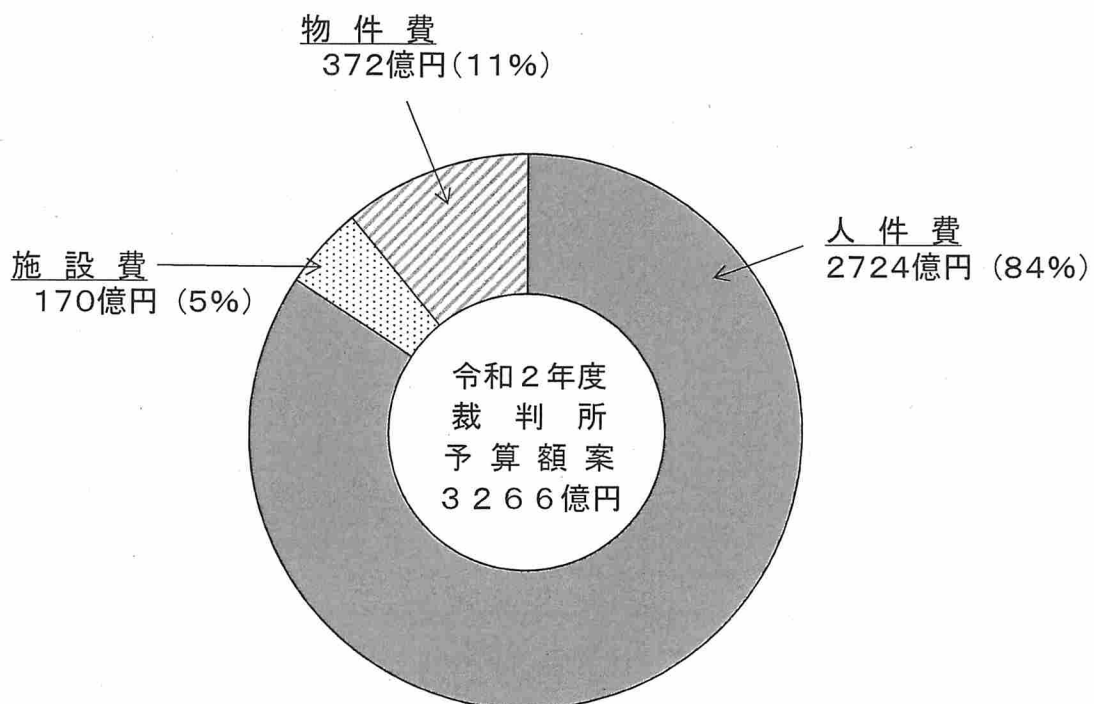
## 〈主要経費〉

- (1) 民事事件関係経費
- (2) 刑事事件関係経費
- (3) 家庭事件関係経費
- (4) 裁判所施設の整備

(単位：百万円)

予算額案	(前年比)
326,624	1,050
3,313	▲ 125
4,536	131
6,213	▲ 75
17,024	▲ 456

## 一般経費の内訳



(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

理 由

特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三号）の一部の施行に伴い、査証の手続等に関し、申立書の記載事項その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

特許法による査証の手續等に関する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

附則第二条関係―執行官の手数料及び費用に関する規則(昭和四十一年最高裁判所規則第十五号)

新

旧

(査証の援助)

第三条の三 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一

号) 第二百五条の二の二第三項の規定による援助(

法第八条第一項第一号の三) の手数料の額は、一

万一千円とする。

(新設)

2| 前項の援助を行うべき場所に臨んだ場合におい

て、執行官の責めに帰することができない事由に

よつて同項の援助を実施することができなかつたとき（法第八条第二項第一号）の手数料の額は、四千円とする。

3 | 第一項の援助を命じた裁判所は、査証の実施に必要な事項についての協議の状況その他の事情により、第一項又は前項の手数料の額（第三十二条又は第三十三条の規定の適用がある場合にあつては、これらの規定による加算後の額）に、それぞれ第一項又は前項に定める金額の範囲内の額を加算することができる。

（長時間の執務）

第三十二条 第三条の二第一項、第三条の三第一項、第四条から第六条まで、第十条から第十六条ま

（長時間の執務）

第三十二条 第三条の二第一項、第四条から第六条まで、第十条から第十六条まで、第十九条から第

で、第十九条から第二十二條まで、第二十五條から第二十六條の三まで又は第二十八條から第三十條までに係る執務が基本執務時間を超えるときは、これらの規定に定める手数料の額に、基本執務時間を超える部分が一時間に達するごとに、その手数料の額の十分の三を加算する。ただし、執務時間が基本執務時間を超える場合において、その時間に一時間に達しない端数があるときは、これを一時間とみなす。

(休日等の執務)

第三十三條 (略)

2 (略)

3 第三條の二第一項、第三條の三第一項、第四條

二十二條まで、第二十五條から第二十六條の三まで又は第二十八條から第三十條までに係る執務が基本執務時間を超えるときは、これらの規定に定める手数料の額に、基本執務時間を超える部分が一時間に達するごとに、その手数料の額の十分の三を加算する。ただし、執務時間が基本執務時間を超える場合において、その時間に一時間に達しない端数があるときは、これを一時間とみなす。

(休日等の執務)

第三十三條 (同上)

2 (同上)

3 第三條の二第一項、第四條第一項、第五條、第

第一項、第五条、第六条第一項、第十条第一項、  
第十一条第一項、第十二条、第十三条第一項、第  
十四条から第十七条まで、第十九条第一項、第十  
九条の二第一項、第二十条第一項、第二十一条、  
第二十二条第一項若しくは第二項、第二十四条か  
ら第二十六条の二第一項まで、第二十六条の三第  
一項、第二十八条、第二十九条第一項又は第三十  
条第一項に定める事務の臨場後中止の場合におい  
て、職務を行うための臨場が休日又は夜間に行わ  
れたときは、各事務の臨場後中止の場合について  
定める手数料の額にその二分の一を加算する。

六条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第  
十二条、第十三条第一項、第十四条から第十七条  
まで、第十九条第一項、第十九条の二第一項、第  
二十条第一項、第二十一条、第二十二条第一項若  
しくは第二項、第二十四条から第二十六条の二第  
一項まで、第二十六条の三第一項、第二十八条、  
第二十九条第一項又は第三十条第一項に定める事  
務の臨場後中止の場合において、職務を行うため  
の臨場が休日又は夜間に行われたときは、各事務  
の臨場後中止の場合について定める手数料の額に  
その二分の一を加算する。

附則第三条関係―民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）

新

（証人等の日当の額）

第七条 法第二十二條第二項の日当の額は、証人、民事訴訟法第八十七條第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八千五百円以内、鑑定人、通訳人、査証人及び同法第二百十八條第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害

旧

（証人等の日当の額）

第七条 法第二十二條第二項の日当の額は、証人、民事訴訟法第八十七條第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八千五百円以内、鑑定人、通訳人及び同法第二百十八條第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理



紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二條の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千六百五十円以内とする。

別表第二（第二條の二關係）

五 イ イ イ チ （略）	一 〜 四 （略）	項
		上 欄
リ 特 許 法 （ 昭 和 三 十 四 年 法 律 第 百 二 十 一 号 ） の 規 定 に よ る 査 証 の 命 令 の 申 立 て	八 百 円	下 欄

法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二條の三十二第二項の規定による説明者については一日当たり七千六百五十円以内とする。

別表第二（第二條の二關係）

五 イ イ イ チ （ 新 設 ）	一 〜 四 （ 同 上 ）	項
		上 欄
八 百 円		下 欄

(略)

六  
(略)

(同上)

六  
(同上)

【配布資料】

令和2年度の裁判官研修について

令和2年度の裁判官研修実施計画においては、別紙記載1の「裁判官研修（合同研修，個別研究）に関する重要な事項（平成28年度議決）」，同2「派遣型研修について（報告対象事項）」のいずれも変更はない。

裁判官研修（合同研修，個別研究）に関する重要な事項等

- 1 裁判官研修（合同研修，個別研究）に関する重要な事項（平成28年度議決）
  - (1) 合同研修（実施場所は司法研修所。ただし，カリキュラムの一部を受入先施設で実施することがあるほか，裁判所職員総合研修所や外部団体と合同で実施することがある。）
    - ア 裁判系（判事・判事補。3日間以内）
      - (ア) 事件分野別の分類
        - a 民事訴訟事件
          - ① 民事通常訴訟事件全般
          - ② 税務，会計，金融等の企業経済活動全般に関わる訴訟事件
          - ③ I T（システム開発やインターネットの利用）に関する訴訟事件
          - ④ 建築関係訴訟事件，建築調停事件
          - ⑤ 医事関係訴訟事件
        - b 行政訴訟事件
        - c 労働訴訟・保全，労働審判等の労働関係事件
        - d 知的財産権関係の訴訟・保全事件
        - e 民事その他事件
        - f 刑事訴訟，令状，医療観察等の刑事関係事件
        - g 人事訴訟事件，家事調停・審判事件
        - h 少年審判事件
      - (イ) 主たる対象者による分類

主たる対象者に応じて以下の四つに分け，事件分野別の必要に応じて実施する。

        - a 基礎（左陪席クラス）

- b 基本（右陪席クラス）
- c 実務（裁判長・右陪席クラス）
- d 専門（テーマに対応する裁判官）

イ 導入系（判事・判事補。期間は以下のとおり）

参加する者の特性に応じて以下の三つに分けて実施する。

- (ア) 年次（1週間以内）：判事補・判事の任官時等の節目の年次に到達した者
- (イ) ポスト（1週間以内）：支部長，部総括，所長等のポストに就任した者
- (ウ) 役割（3日間以内）：特定のポストに限らず，一定の役割が期待される立場にある者

ウ 基盤系（判事・判事補。3日間以内）

裁判や組織運営の基盤となる一般的資質・能力の涵養を目的として，事件分野にとらわれない広範な分野を取り上げて実施する。

エ 簡易裁判所判事の研修（簡易裁判所判事。期間は以下のとおり）

- (ア) 裁判系（3日間以内）
- (イ) 導入系（1週間以内。ただし，新任簡易裁判所判事が参加する研修のうち，1本については約1か月間）

(2) 個別研究（参加する者は判事・判事補。期間・実施場所は以下のとおり）

- ア 司法研究（2年間以内）：各所属庁，司法研修所のほかヒアリング先等
- イ ミニ研究会（1日間以内）：各実施庁
- ウ 各種調査・研究（随時必要な期間）：司法研修所又は調査研究受入先

2 派遣型研修について（報告対象事項）

(1) 判事補（期間・実施場所は以下のとおり。(2)及び(3)について同じ）

- ア 民間企業長期研修（1年間）：派遣先民間企業各社
- イ 日本銀行長期研修（1年間）：日本銀行

ウ シンクタンク長期研修（1年間）：21世紀政策研究所

(2) 判事又は判事補

国際刑事司法短期研修（年間4回，各1か月程度）：国連アジア極東犯罪防  
止研修所

(3) 判事

ア 報道機関研修（1～2週間）：派遣先報道機関各社

イ 民間企業短期研修（1～2週間）：派遣先民間企業各社

ウ 研究機関短期研修（2週間）：理化学研究所

令和2年度における裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要な事項（案）

1 中央研修

司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、裁判所職員総合研修所であるが、司法研修所との合同実施の場合は、司法研修所で実施することもある。

(1) 管理者層を対象とするもの（各2日から5日程度）

ア 管理業務系

管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 首席書記官（1本）

(イ) 首席家裁調査官（2本）

(ウ) 事務局長（1本）

(エ) 次席書記官，次席家裁調査官，事務局次長等（2本）

(オ) 次席家裁調査官等（1本）

イ 研修事務系

研修計画について検討すること等を目的として実施する。

高裁事務局次長，高裁首席書記官，高裁所在地家裁首席家裁調査官（1本）

(2) 中間管理者層を主な対象とするもの（各2日から4日程度）

ア 管理業務系

中間管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

(ア) 主任書記官，主任家裁調査官，課長補佐等（3本）

(イ) 主任書記官，主任家裁調査官，訟廷管理官，課長等（2本）

(ウ) 主任家裁調査官（1本）

イ 研修事務系

研修事務を担当する中間管理者等を対象とし，研修の的確な立案や円滑な

実施等を目的として実施する。

㉞ 研修の企画，実施を指導する立場にある者（2本）

㉟ 書記官研修（高裁委嘱）の講師予定者（分野別に4本）

(3) 主として管理職以外の層（書記官，家裁調査官，係長等）を対象者とするもの（各2日から5日程度）

㊦ 裁判事務系

㉞ 裁判事務の分野について，官職及び担当職務に応じて組織課題への取組，執務能力の向上等を目的として実施するもの

a 家事，少年を担当する書記官及び家裁調査官（家事1本，少年1本）

b 民事，刑事，家事を担当する書記官（民事2本，刑事及び家事各1本）

c 家裁調査官（特定のテーマについて3本）

d 速記官（1本）

㉟ 裁判事務の分野について，官職及び執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施するもの

a 家裁調査官（経験3年程度の者を対象者とするもの1本）

b 執行官（総括執行官，執行官，新任執行官をそれぞれ対象者とするもの各1本（なお，総括執行官を対象とするものは，隔年で実施している。））

㊧ 事務局事務系

事務局事務の分野について，総務，人事又は会計の事務を担当する係長等（担当事務ごとに1本）

㊨ 研修事務系

研修事務を担当する係長等（1本）

(4) 新採用職員を対象者とするもの

総合職の新採用職員を対象として裁判所職員としての自覚と職務意識の高揚等を図る目的で実施するもの（3日程度を1本）

(5) その他



## ア 情報化関係

情報化に伴う情報セキュリティの確保等の必要に応じて実施する（各2日から3日程度）。

(ア) 情報セキュリティ対策事務を担当する管理職員（1本）

(イ) 情報化推進の役割を担当する職員（2本）

(ウ) 裁判事務支援システム（簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁刑事事件部分）の導入事務を担当する職員（簡裁民事及び支払督促事件部分を3本、高裁刑事及び簡裁刑事事件部分を3本、計6本）

## イ 採用試験事務関係

採用試験事務を担当する管理職員等を対象とし、採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、執務能力の向上を目的として実施するもの（1日程度を1本）

## 2 高裁委嘱研修

高裁に委嘱して実施する。実施場所は裁判所職員総合研修所（分室を含む）。又は各高裁とし、本数は各高裁において定める。

### (1) 管理者層を対象とするもの

次席家裁調査官等を対象者とし、家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実、改善を目的として実施するもの（1日程度）

### (2) 中間管理者層を対象とするもの

新たに中間管理者（主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等）に任命された者を対象者とするもの（5日程度）

### (3) 主として管理職以外の層（書記官、家裁調査官、係長等）を対象とするもの

## ア 裁判事務系

裁判事務の分野について、執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

㉞ 書記官（一定の執務経験を有する者を対象者とする。5日程度）

㉟ 家裁調査官（主任家裁調査官も対象者とする。3日程度）

#### イ 事務局事務系

㉞ 事務局事務の分野について、新たに係長に任命された者を対象者とするもの（3日程度）

㉟ 総務、人事又は会計の事務を担当する一定の執務経験を有する事務官を対象者とするもの（2～3日程度）

#### (4) 事務官層を対象者とするもの

ア 仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する（3日程度）。

イ 基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る（期間は実施機関が適宜定める。）。

#### (5) 新採用職員層を対象者とするもの

総合職を除く新採用職員を対象者として職務導入のための知識付与と心構えのかん養を目的として実施する（5日程度）。

### 3 自庁研修

最高裁、高裁又は地家裁が所属する職員に対して実施する研修。実施場所は研修を実施する庁。本数は実施庁において定める。

(1) 裁判事務又は事務局事務の分野について、比較的執務経験の短い事務官を対象者とするもの（3日程度）

(2) 採用後1年程度の職員を対象者とするもの（3日程度）及び採用直後の職員を対象者とするもの（2日程度）

(3) 最高裁、高裁又は地家裁の実情に応じて実施するもの（期間及び対象者は実施庁において定める。なお、高裁が自庁及び管内地家裁の職員を対象として実施することがある（いわゆる高裁ブロック研修）。）

### 4 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させるもの。参加させる研修期間、職員は、最高裁において定める。

## 5 研究

実施場所は裁判所職員総合研修所、研究員の所属庁及び関係機関等。本数はテーマ等を勘案して裁判所職員総合研修所において定める。

(1) 書記官及び家裁調査官等の合同による実務研究（7月程度）

(2) 書記官による実務研究（1年程度）

(3) 家裁調査官による実務研究

ア テーマを定めて行うもの（8月程度又は1年程度）

イ 関係機関の業務の実際の研究を行うもの（8月程度）

ウ 心身の鑑別をテーマとして行うもの（1月程度）

エ 更生保護をテーマとして行うもの（2月程度）

6 このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

## 【参考】

### 1 書記官任用試験（CA）関係

書記官任用試験（CA）の第2次試験合格者を対象として、書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力の有無を判定するための試験（53日程度。この間、各合格者の所属庁において実務研修を実施）

### 2 書記官及び家裁調査官の養成

#### (1) 書記官の養成

ア 裁判所書記官養成課程第一部（裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、令和2年度の裁判所職員総合研修所の入所指名を受けた大学法学部卒業者等を対象者とする。1年）

イ 裁判所書記官養成課程第二部（裁判所職員総合研修所入所試験に合格し、

平成31年度及び令和2年度の裁判所職員総合研修所の入所指名を受けた  
大学法学部以外の学部卒業者等を対象とする。2年)

(2) 家裁調査官の養成

家庭裁判所調査官養成課程（平成31年度及び令和2年度の裁判所職員総合  
研修所の入所指名を受けた家裁調査官補を対象とする。2年)

以上